

豊田市省エネ家電（LED照明器具）設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、省エネ家電設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、蛍光灯、白熱灯等の照明器具をLED照明器具に買い替えることを前提に、LED照明器具を市内販売店で購入し、設置した際の費用の一部を補助することにより、市民に省エネ家電への買い替えを促し、家庭の電気代とエネルギー消費量の削減につなげるとともに、市民の環境意識を変えるきっかけにすることを目的とする。

（補助対象器具）

第3条 補助対象となる家電は、LED照明器具（以下「対象家電」という。）であり、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- （1）未使用な新品であるもの
- （2）屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式などの容易に持ち運ぶことができるものは除く。）
- （3）家庭用照明器具であるもの（ランプ単体及びランプ別売りの照明器具は除く。）
- （4）令和5年4月1日から令和6年2月29日までに市内販売店で購入し、設置したもの
- （5）蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外の照明器具から買い替えを目的として購入したもの（ランプ交換、LED照明器具からLED照明器具の交換、新設及び増設は対象外。）
- （6）2台以上の対象家電を買い替えし、合計で税込2万円以上の費用がかかるもの（本体費のみを対象とし、設置工事費、送料、その他対象家電を設置するために付随する機器費を含まない。以下「補助対象経費」という。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら使用する目的で、自ら購入（リース、レンタルは含まない。）した対象家電を買い替え前の照明器具が設置されていた市内の住宅に設置した個人であって、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- （1）申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること
- （2）市税を滞納していないこと
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(4) 過去に同一世帯で本補助金 (LED照明器具) の交付を受けていないこと

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、別表第 1 に定める金額とする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回までとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者 (以下「申請者」という。) は、令和 6 年 3 月 1 1 日までに豊田市省エネ家電 (LED照明器具) 設置費補助金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号。以下「交付申請書兼請求書」という。) 及び付属様式に、必要事項を同意及び誓約し、次に掲げる書類を添付した上で、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート (以下「領収書等」という。)

の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店名 (市内販売店名)

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用

(2) 買い替えを証明するための設置前後が分かるカラー写真

・交換前の照明器具のカラー写真 (LED照明器具ではないもの)

・交換後の照明器具のカラー写真 (LED照明器具)

(3) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 1 号に掲げる書類は、対象家電を購入した市内販売店で発行する省エネ家電 (LED照明器具) 販売証明書 (様式第 2 号) で代用することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム (平成 1 6 年あいち電子申請・届出システム利用規則) により、申請することができる。

4 市長は、第 1 項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、豊田市省エネ家電 (LED照明器具) 設置費補助金交付決定通知書 (様式第 3 号) 又は豊田市省エネ家電 (LED照明器具) 設置費補助金不交付決定通知書 (様式第 4 号) により、

申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」）に対し、第5条に規定する補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条の規定する要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき

- 2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消したときには、豊田市省エネ家電（LED照明器具）設置費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象家電を適正に使用し、交付決定日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象家電を処分するとき
- (2) 初期不良、又は故障により対象家電を買い替え、又は処分するとき
- (3) その他市長が認めるとき

（市による調査）

第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の申請者又は交付決定者に対して、対象家電の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 申請者又は交付決定者は、市が前項の調査等を申し出た場合は、これに協

かしなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

| 対象家電 購入台数 | 補助対象経費（税込） | 補助金額 （定額） |
|--------------|----------------|--------------|
| 2 台以上 | 2 万円以上～ 3 万円未満 | 1 万円 |
| 3 台以上 | 3 万円以上～ 4 万円未満 | 1 万 5 千円 |
| 4 台以上 | 4 万円以上～ | 2 万円 |

様式第 1 号（第 6 条関係）

豊田市長 様

豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金交付申請書兼請求書

豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金の交付を受けたいので、豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|--------------------------------------|--|---------------|-----------------|-----------|
| 申請者情報 | フリガナ ※必ず記入 | | 申請日 | 202 年 月 日 |
| | 氏名 | | 電話番号 (携帯番号可) | - - |
| | 生年月日 | 西暦 年 月 日 (歳) | | |
| | 申請者の 本人住所 ※住民票登録上 住所となります。 | 〒 - 豊田市 | | |
| 設置場所住所 ※申請者本人住所と同一の場合は、住所は記入不要です。 | 申請者本人住所と設置場所が同一である。⇒ はい / いいえ (異なる場合) | | | |
| | 〒 - 豊田市 | | | |
| 購入日 | 202 年 月 日 | 設置完了日 | 202 年 月 日 | |
| 購入店名 (豊田市内の販売店に限る) | (企業名) | (店舗名) | | |

【LED 照明器具（付属様式の「購入・設置した LED 照明器具一覧及び補助金申請額」の内容を記載）】

| 申請台数 (A) (2 台以上) | 補助対象経費合計 (B) (2 万円以上) | 補助金交付申請額 (1 万、1 万 5 千、2 万円のいずれか) |
|---------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 台 | 円 | , 0 0 0 円 |

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し（又は販売証明書）
- (2) 買い替えを証明するための設置前後が分かるカラー写真
 - ・ 交換前の照明器具のカラー写真（LED照明器具ではないもの）
 - ・ 交換後の照明器具のカラー写真（LED照明器具）
- (3) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

⇒裏面に続く

<補助金申請の同意・誓約事項>

| 内容 | 同意・誓約欄 (☑チェックしてください。) |
|---|--------------------------|
| 1 豊田市内の販売店で購入したものである。 (豊田市外の販売店やインターネットでの購入は補助対象外) | <input type="checkbox"/> |
| 2 購入したLED照明器具は、未使用な新品のものである。 (中古品やリース、レンタルは補助対象外) | <input type="checkbox"/> |
| 3 過去に本補助金(LED照明器具)を、同一世帯で受けていない。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 申請に必要な添付書類を同封している。 ①領収書又はレシートの写し →氏名の印字がない場合は、領収書等の余白に氏名を追記してから写しを取ること →販売証明書(様式第2号)の場合は、原本を提出すること | <input type="checkbox"/> |
| ②買い替えを証明するための設置前後が分かるカラー写真 ・交換前の照明器具のカラー写真(LED照明器具ではないもの) ・交換後の照明器具のカラー写真(LED照明器具) | <input type="checkbox"/> |
| ③補助金振込先口座の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳 又はキャッシュカード等の写し | <input type="checkbox"/> |
| 5 豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、対象家電の使用等に関する調査等(設置場所屋内への入室)を依頼した場合、必ず協力する。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 豊田市税を滞納していない。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況を確認することに同意する。 | <input type="checkbox"/> |

豊田市省エネ家電(LED照明器具)設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額 , 0 0 0 円

【振込口座】

| | | |
|-----------|--|---|
| 金融機関名 | <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫 | <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 |
| 預金種目/口座番号 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| フリガナ | | |
| 口座名義人 | (申請者本人名義の口座) | |

付属様式

◆購入及び設置した LED 照明器具 (補助対象の照明器具のみ記載)

| 台数 | メーカー | 型番 | 税込購入費用 (本体代のみ) | |
|-------------------|------|----------|------------------|----------|
| 1 台目 | | | | 円 |
| 2 台目 | | | | 円 |
| 3 台目 | | | | 円 |
| 4 台目 | | | | 円 |
| 5 台目 | | | | 円 |
| 6 台目 | | | | 円 |
| 7 台目 | | | | 円 |
| 8 台目 | | | | 円 |
| 9 台以上の 場合追記 | | | | 円 |
| | | | 値引き額 (ある場合のみ) | 円 |
| 合計申請台数 (A) | | 台 | 合計金額 (B) | 円 |

※購入費用は、照明器具の本体代が対象で、それ以外の設置費用や配送費などは含まない。

※値引き等がある場合は、購入費用から差し引いて計算する。

◆補助金申請額

| 【申請台数】 (A) | 該当する ものに○ | 購入費用 (本体代のみ) 【補助対象経費】(B) ※ | 該当するもの に○(1か所) | 補助額 |
|---------------|--------------|-------------------------------|-------------------|----------|
| 1 台 | | — | ⇒ | 補助対象外 |
| 2 台 | | 2 万円未満 | ⇒ | 補助対象外 |
| | | 2 万円以上 | ⇒ | 1 万円 |
| 3 台 | | 2 万円未満 | ⇒ | 補助対象外 |
| | | 2 万円以上～3 万円未満 | ⇒ | 1 万円 |
| | | 3 万円以上 | ⇒ | 1 万 5 千円 |
| 4 台以上 | | 2 万円未満 | ⇒ | 補助対象外 |
| | | 2 万円以上～3 万円未満 | ⇒ | 1 万円 |
| | | 3 万円以上～4 万円未満 | ⇒ | 1 万 5 千円 |
| | | 4 万円以上 | ⇒ | 2 万円 |

様式第2号（第6条関係）

記入日：202 年 月 日

| | |
|------------------|----------|
| 住所 (市内住所に限る。) | 〒 豊田市 |
| 販売店名 (店舗名) | |
| 電話番号 | |

省エネ家電（LED照明器具）販売証明書

豊田市省エネ家電（LED照明器具）設置費補助金について、交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり対象家電を販売したことを証明します。

記

<購入者情報>

| | | | |
|------|----------|---|-------------|
| 購入者 | | 販売日 | 年 月 日 |
| 設置住所 | 〒 豊田市 | 持ち帰りの場合で設置住所 が不明の場合はチェック <input type="checkbox"/> | |

<販売したLED照明器具情報（補助対象の照明器具のみ記載）>

| 台数 | メーカー | 型番 | 税込販売額（本体代のみ） |
|------------------|------|----|--------------|
| 1台目 | | | |
| 2台目 | | | |
| 3台目 | | | |
| 4台目 | | | |
| 5台目 | | | |
| 6台目 | | | |
| 7台目 | | | |
| 8台目 | | | |
| 値引きがある場合は値引き額を記入 | | | ▲ |
| 合計 | | | 円 |

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 担当者名 | | 連絡先 | |
|------|--|-----|--|

様式第3号（第7条関係）

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長

㊟

豊田市省エネ家電（LED照明器具）設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました豊田市省エネ家電（LED照明器具）設置費補助金については、交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第 4 号（第 7 条関係）

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長

㊟

豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金については、交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

豊 年 月 日
発第 号

様

豊田市長

㊟

豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金交付決定兼確定通知書豊環政発第 号で交付決定通知をしました、豊田市省エネ家電（LED 照明器具）設置費補助金について、交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 交付決定取消理由
- 3 補助金の返還